

Peiku Magazine 広告掲載規約

2008.2.1

第一条 (Peiku Magazine 全国版広告の定義)

(1) 広告露出保証

株式会社ペイク（以下「当社」という。）が運営・管理する Peiku Magazine（以下「PM」という。）広告掲載とは、広告主が当社に対し申し込み掲載委託をした広告を、当社の保有するPMにおいて、申込広告を掲載することを当社が保証することを指します。

(2) 広告掲載期間保証

当社が運営・管理するPM広告掲載とは、広告主が当社に対し申し込み掲載委託をした当社の保有するPM広告において、申込期間の期間中、掲載することを当社が保証する形態を指します。広告掲載期間は別途契約した年月日に準拠し掲載期間に応じます。

第二条 (広告掲載及び掲載期間)

- (1) 広告主は、その広告を当社に対し掲載委託をするにあたり、弊社の保有するPM上に掲載するものとします。
- (2) 広告は申込時において、当社と広告主があらかじめ定めたそれぞれの広告掲載期間のみを保証します。
- (3) 広告掲載期間中、広告内容の変更はできません。

第三条 (広告掲載契約の成立)

- (1) 広告主又は及び広告取扱代理店（以下「申込者」といいます）は、掲載申込書又はこれに類する申込者による広告の掲載の意思を確認できる当社の定める書類（以下、「掲載申込」といいます）の何れかを提出したときに、本規約に同意のうえ当社に広告の掲載を申し込んだものとします。
- (2) 広告掲載契約成立は、当社が、申込者による広告の掲載の申込みに対し承諾の意思表示を行い広告料金の入金確認をもって成立するものとします。なお、広告掲載契約履行上の詳細事項については、必要に応じて都度当社及び申込者協議の上決定するものとします。
- (3) 申込者が、広告物の制作を当社に委託する場合、当社と申込者において別途協議の上、広告制作料金その他必要な条件を定めるものとします。
- (4) 契約成立後、PMの印刷期間中（偶数月 20 日～月末）において広告主側の理由により掲載を中止するケースが発生した場合、掲載料の返金は致しません。また、一度、支払われた広告掲載料などは、何等の名目をもって返還されないものとします。

第四条（広告掲載基準）

広告主は、以下の各号の全てを保証することにより広告の掲載ができるものとします。また、ご利用業者に対してユーザーからのクレームや指摘が多い場合には、内容を通達させていただきますので速やかにご対処いただけるようお願い申し上げます。通達後改善が見うけられないと判断せざるを得ない場合には掲載を中止させていただく場合がございます。

- (1) 法律・政令及び省令・規則・行政指導等に違反しないこと。
- (2) 第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害しないこと。
- (3) 第三者の名誉・信用・プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害しないこと。
- (4) 虚偽・誇大でなく、事実誤認を生じさせる虞がないこと。
- (5) その他、弊社所定の広告掲載基準に抵触しないこと。
(当社の判断によるものとします)。
- (6) 当サイトで使用した文章や画像などを無断で他の雑誌やサイトに転用しないこと。

第五条（免責事項）

- (1) 当社は停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、印刷業者の不履行、配送事業者の不履行などにより広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその責を問われないものとします。
- (2) 当社は広告主が他の「利用者」または第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
- (3) 当社は「利用者」が広告主を通じて得る情報などについて、いかなる保証も行わないものとします。
- (4) 当社は「利用者」が当PMを閲覧する際の正確な表示、その内容保証を一切行わないものとします。

第六条（広告料金の支払方法）

広告主は当社に対し、契約期間にかかる広告料金全額を原則として配布開始前月の月末締め翌月20日営業日前までに当社の指定する金融機関の口座に振込みにて支払うものとします。但し、広告掲載契約履行上の支払い詳細事項については、必要に応じて都度当社及び申込者協議の上決定するものとします。その際の振込料は広告主の負担といたします。

第七条（契約解除）

本約款第四条の定める広告主の保証に反する内容の広告であると判明した場合には、当社は、直ちに広告掲載を停止します。

第八条（当社及び申込者の義務及び責任）

（1） 広告の内容を申込者が当社に制作を委託するにあたり当社に提供した事実、素材、原稿、商標、標章、商号、ロゴ等その他の資料の内容に起因する異議・苦情等はすべて、申込者の責任と負担で解決するものとします。

（2） 万一、当社が申込者に対して損害賠償の責めに任ずる事態となった場合、原因の如何を問わず、その金額は申込者が当社に既に支払った広告料金を上限とします。

第九条（規約の変更）

当社は本規約を何らの予告なしに変更することができるものとします。

以上
株式会社ペイク